

堺市報道提供資料

令和 8 年 2 月 12 日提供

NTT 西日本株式会社と 4 期目の包括連携協定を締結しました

堺市では、令和 5 年 1 月に NTT 西日本株式会社（大阪市都島区東野田町 4-15-82 代表取締役社長 社長執行役員 北村 亮太）と締結した 3 期目の包括連携協定の期間満了に伴い、連携を一層強化し、双方の発展を図ることを目的として 4 期目となる包括連携協定を締結し、以下のとおり締結式を執り行いました。

1 日 時

令和 8 年 2 月 9 日（月）午前 11 時～午前 11 時 30 分

2 場 所

堺市役所 本館 4 階 秘書課応接室（堺市堺区南瓦町 3-1）

3 出 席 者

NTT 西日本株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 北村 亮太
堺市 市長 永藤 英機

4 連携内容

- (1) 観光振興・都市魅力の発信
- (2) 防災・減災力の向上
- (3) 自治体 DX の推進

5 出席者のコメント

<NTT 西日本株式会社 北村代表取締役社長>

本日、堺市と 4 期目の包括連携協定を締結できたことを心より嬉しく思います。

平成 29 年に初めて堺市と同協定を締結し、堺市の豊かな歴史文化と当社の ICT 技術等を掛け合わせ、万博関連施策やスマートシティの取組等多くの実証や共創を進めてきました。今期は「観光振興・都市魅力の発信」「防災・減災力の向上」「自治体 DX の推進」の 3 つの重点分野を中心に取組を進め、IOWN 構想をはじめとする先端技術等で堺市の発展に貢献したいと考えています。

万博レガシーを活かした新たな価値の創造に挑戦するスタートラインと捉え、更なる連携強化をめざします。

<永藤市長>

本日、4期目の包括連携協定を締結できることを大変嬉しく思います。

今期の協定で設定する3つの重点分野を中心とした取組を進めるに当たって大きなポイントとなるのは、「大阪・関西万博」を契機に挑戦した経験や技術を活かすことです。NTTパビリオンで展示された様々な技術を活かし、本市をフィールドに新たな挑戦とともに手掛け、全国に広げたいと思います。

本市が都市像に掲げる「未来を創るイノベーティブ都市」とNTT西日本の連携方針である「バリュークリエーションパートナー」はめざす方向性の多くが一致しており、連携を通じて、地域の活性化や課題解決に取り組みます。

6 協定締結の様子



左から、北村代表取締役社長、永藤市長

問い合わせ先	担当課：市長公室 政策企画部 公民連携課 電話：072-228-0289 ファックス：072-222-9694
さかいの未来を共に創るために。 Connect with... さかい・コネクテッド・デスク	



都市像

「未来を創るイノベーティブ都市」

～変化を恐れず、挑戦・創造しつづける堺～

連携方針

「バリュークリエーションパートナー」

地域社会と共に創し、
持続可能な社会の実現をめざす

大阪・関西万博を契機とした新たな挑戦や多様な主体との共創の経験・ノウハウ及び
ICTをはじめとする技術力を活用し、地域の活性化や課題解決に向けた取組を推進

観光振興・都市魅力の発信

大阪・関西万博で展開した「IOWN構想」や生成AI等の先端技術と堺の類いまれな歴史文化資源を融合させた新たな魅力の創出・発信

防災・減災力の向上

全国各地の災害復旧に携わってきたNTT西日本と災害対策の知見を共有することで、防災・減災の取組を推進

自治体DXの推進

NTT西日本の強みである最新のICT技術等の活用により住民サービスの向上と行政運営の効率化を推進

堺市とNTT西日本株式会社との包括連携協定書

堺市（以下「甲」という。）とNTT西日本株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、大阪・関西万博を契機とした新たな挑戦や多様な主体との共創の経験・ノウハウ及びICTをはじめとする技術力を活用することで、地域の活性化や課題解決に向けた取組を推進し、双方の発展を図ることを目的として次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し協力する。

- (1) 観光振興・都市魅力の発信に関すること
- (2) 防災・減災力の向上に関すること
- (3) 自治体DXの推進に関すること
- (4) その他前文の目的に関すること

2 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、随時情報及び意見の交換を行い、連携して取組を進めるものとする。

3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な内容や役割等については協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、この協定の有効期間を延長する旨について、甲及び乙が書面による合意をした場合は、相当の期間を定めてこの協定の有効期間を延長することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により、それぞれの相手方に通知し協議の上、双方合意することにより、この協定を解約することができる。

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙は、いずれかからこの協定書の内容変更を申し出たときは、その都度甲、乙において協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第 5 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 2 月 9 日

甲 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市

堺市長 永藤 英機

乙 大阪市都島区東野田町 4 丁目 15 番 82 号

N T T 西日本株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 北村 亮太